

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

通信取引解除権行使における例外適用準則に関して（下）

条番号	条文内容	説明
第2条	<p>5. 有形媒体による提供ではないデジタルコンテンツである場合又は消費者の事前の同意により提供を開始し、提供後即時完了するオンラインサービスである場合</p> <p>6. 開封された個人の衛生用品である場合</p> <p>7. 国際航空輸送サービスである場合</p>	<p>3. 第1款 「腐敗しやすい（弁当惣菜・野菜果物など）、保存期限が比較的短い又は解約時に期限が過ぎている場合（ケーキ・牛乳など）」について、これらの商品は、元々変質しやすく腐りやすいため保存期限が7日を下回ることが多く、また7日以上としても解約時には既に賞味期限が過ぎており、返品後に再度販売するには不向きである。</p> <p>4. 第2款 「消費者の要求による特注給付」とは、消費者により供された写真をプリントした商品・消費者の指示に基づき彫った印鑑又は消費者の注文により縫製した衣服などをいう。消費者が現有の色や規格を指定又は選択する場合は、本款でいう特注給付には当たらない。</p> <p>5. 第3款 「新聞・定期刊行物又は雑誌」について、このような出版物は、有効期間があり、期間を過ぎての販売は容易ではない。</p> <p>6. 第4款 「消費者が開封した AV 商品又は PC ソフト」について、有形の媒体として供された AV 商品又は PC ソフトは、開封された後、複製可能な状態に置かれているため、その性質上返品は容易ではない。</p> <p>7. 第5款</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
		<p>「有形媒体による提供ではないデジタルコンテンツである場合（電子書籍など）又は提供後即時完了するオンラインサービスである場合（オンラインでのウィルス駆除・振替又は為替など）」について、この種の契約は、消費者に事前の同意を求め提供を開始するもので、ダウンロード完成又はサービス提供と同時に即時履行完了という性質上、返品は容易ではなく、合理的な例外事情として規定されている。</p> <p>8. 第6款 「開封された個人の衛生用品」は、衛生上の配慮から密封された商品（肌着・髭剃りなど）であるため、開封されて検査や試着（使用）された商品を再度販売する場合、衛生上影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>9. 第7款 「国際航空輸送サービス」は、グローバルな産業であり、航空聯合・コードシェアなどの国際的な航空業界間の提携関係にまで及んでいる。また、国際航空輸送サービスの運賃及び使用制限については、「民用航空法」第55条及び「航空客貨運価管理弁法」の関連規定により、主務機関に届出て審査に備えなければならない。かつ航空券の使用制限について、旅客に十分に告知しなければならない。そのため、国際航空輸送サービスを合理的な例外として扱い、主務機関による審査などの関連規定を適用するものとしている。</p>
第3条	中央主務機関が本法第17条第1項により、そ	文芸展覧チケット・文芸公演チケット・オンラインゲーム・旅客自動車運送事業の旅客運

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
	の定型化契約（約款）に記載すべき事項又は記載してはならない事項を公告する場合、通信取引に関しては、解除契約に関する当該事項の規定を適用する。	送・国内線航空旅客運送・国内（外）旅行・観光旅館業及び旅館業並びに民宿に於ける個別宿泊客の個人宿泊予約などの契約について、主務機関は、定型化契約（約款）に記載すべき事項又は記載してはならない事項の公告を行っており、そのうち解除契約の権利と義務に係わる規定は、施行から既に何年も経過しているが、本法第 19 条第 1 項但書の合理的な例外事情とみなし、本条が規定されている。
第 4 条	本準則は、2016 年 1 月 1 日より施行する。	本準則の施行期日を明定している。



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。